

令和4年	与論町農業委員会 会議録 第11号					
召集年月日	令和4年11月21日(月) 午後 4時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会 午後 4時00分	議長	原田 新一郎			
	閉会 午後 5時00分	代理				
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	4番	内野 豊信		5番	保喜久男	
職務上の 議場出席者	局長	山下 秀光	補佐	山下 高明	主事	林 幹大
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(8件)				
	議案第34号	あっせん申出に関する件(1件)				
	議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請に関する件(1件)				
	議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(6件)				
	議案第37号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(3件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	只今から令和4年11月21日定例総会を開会いたします。出席委員は
	9名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。そ
	れでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名
	委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を4番の内野委員と5番の保委員にお願いし
	ます。なお、本日の会議書記には事務局職員の林氏を指名いたします。
	それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読
	並びに説明をお願いします。
事務局(山下)	農地法第3条の規定による許可申請が8件、あっせん申出に関する件
	1件、農地法第4条の規定による許可申請に関する件が1件、農地法第5
	条の規定による許可申請に関する件が6件です。農用地利用計画変更
	に伴う意見決定に関する件が3件以上になります。
議長	会務報告が終わりました。次に議案第33号「農地法3条の規定による
	許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	それでは説明いたします。1番は与論町麦屋Aさんから与論町麦屋Bさんへ
	与論町麦屋478番2, 畑487㎡、他8筆合計9,067㎡を親から子への贈与となり
	ます。2番は与論町茶花Cさんから与論町立長Dさんへ与論町立長1271番3畑
	898㎡をあっせん事業による売買で対価として135万円です。3番は与論町
	麦屋Dさんから与論町那間Eさんへ与論町古里203番4, 畑960㎡他3筆を
	親族間の贈与です。4番は東京都羽根村市Fさんから茶花Gさんへ与論町
	茶花700番畑、229㎡他1筆合計2,090㎡を親族間の贈与になります。
	5番は与論町古里Hさんから与論町古里Iさんへ与論町古里1872番17畑
	488㎡をあっせん事業による売買で対価として53万円です。6番は与論
	町立長Jさんから与論町立長Kさんへ立長1272番1畑、834㎡をあっせん
	事業による売買で対価として117万円です。7番は与論町麦屋Lさんから
	与論町古里Mさんへ麦屋108番2畑、401㎡をあっせん事業による売買で
	対価として60万円です。8番は与論町那間Nさんから与論町茶花Oさんへ
	与論町茶花2868番1畑、338㎡を売買で対価として100万円です。以上
	で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員は調査結果の報告をお

	願います。
内野委員	1番の譲受人には11月15日朝8時30分に確認しました。その直後、譲渡人に会い確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	2番は10月31日午前11時に譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、135万円で売買すると確認しました。問題ないので承認をお願いします。
内野委員	3番の譲渡人は11月20日確認しました。問題ないので承認をお願いします。また譲受人にはまだ確認が取れておりませんので、確認次第連絡します。
白石委員	4番の譲受人には11月18日午前8時に確認しました。譲渡人には11月19日の昼の12時に確認をしました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	5番は10月25日午後2時から譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、53万円で売買すると確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	6番は10月31日午後2時に譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、117万円で売買すると確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	7番は11月4日午後2時に譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、60万円で売買すると確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	8番の譲受人は11月15日の午前10時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	8番の譲渡人は11月20日16時30分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
議長	意見等ありますでしょうか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請書について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第33号は承認いたします。次に議案第34号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
	与論町立長〇〇さんより立長1667番畑、2,879㎡の申出がでております。

	あっせん委員の決定をお願いします。
議長	白石委員、森園委員、山本委員、林委員をお願いします。
	意見等ございませんか。
	(異議なし)
議長	それでは承認いたします。次に議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	与論町那間〇〇さんより与論町那間2039番畑、285㎡他1筆合計596㎡を一般住宅への転用申請となります。農地区分としまして農用地区域内農地に該当しますが、除外後は第一種農地に該当いたします。許可の方針としまして、隣接地周辺に宅地が点在しており不許可の例外である集落接続施設に該当すると思われます。ご審議をよろしくをお願いします。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案35号は採決いたします。次に議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	1件目は東京都葛飾区〇〇さんから与論町麦屋〇〇さんへ与論町朝戸1503番1畑、242㎡を一般住宅への転用申請となります。農地区分として農用地区域内農地に該当しますが、除外後は第一種農地に該当します。許可の方針としては申請地北側に住宅が点在しており不許可の例外である集落接続施設に該当すると思われます。2件目は与論町古里〇〇さんから与論町古里〇〇さんへ与論町古里1394番1畑、81㎡を農家住宅への転用申請となります。こちらの申請は令和3年度に許可を得て建設した住宅が隣接の畑へはみ出していたため、今回はみ出した部分の転用申請となります。農地区分は農用地区域内農地に該当しますが、除外後は第一種農地に該当します。許可の方針としては申請地東側に住宅が点

	在していることから不許可の例外である集落接続施設に該当すると思
	われます。3件目と4件目の申請は一体利用の申請地になりますのでま
	とめて説明いたします。与論町古里〇〇さんから与論町茶花〇〇へ与
	論町茶花2607番1田、596㎡と与論町古里〇〇さんから与論町茶花〇〇
	へ与論町茶花2618番7田、471㎡他一筆33㎡合計504㎡、総合計が1,110
	㎡を事業所へ転用申請となります。事業計画としては小規模多機能型
	居宅介護事業所になり、転用面積が1,000㎡を超えております。面積
	を必要とする理由としまして、建屋に面積加え、従業員、宿泊者、公
	用車用の駐車場が必要になるため、駐車場も確保が必要なことから、
	本申請面積になっております。農地区分は農用地区域内農地に該当し
	ますが、除外後は第一種農地に該当します。許可の方針としては申請
	地付近に住宅が点在していりことから不許可の例外である集落接続施
	設に該当すると思われます。5件目は与論町古里〇〇から与論町古里
	〇〇へ与論町古里96番1畑、1838㎡のうち40㎡を工事用現場事務所への
	一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地に該当しますが、
	本申請は半年間の期間を設けての一時転用となりますので、農地区域
	内農地の不許可の例外である現場事務所等への一時転用となりますの
	で原則許可になるかと思われます。6件目は与論町茶花〇〇から与論町
	茶花〇〇へ与論町那間2296番1畑、1350㎡他一筆合計1,555㎡を資材置
	場への転用申請となります。農地区分は北側に10ha以上の農地の広が
	りがある第一種農地に該当しますが、本申請地周辺には宅地等が点在
	しており不許可の例外である集落接続施設に該当すると思われます。
	以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	説明が終わりました質問等ございませんか。
白石委員	4件目5件目について前も他の申請者から用途が似ている申請がきて
	まだ建てられていないが、今回は大丈夫か。
事務局(林)	こちらは町からの補助事業となっていて、建設は確かかと思われます。
議長	他に意見等ございませんか。
	それでは採決いたします。議案第35号「農地法第5条の規定による許

	可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
	議案36号は承認いたします。次に議案第37号「農用地利用計画変更に伴う意見決定について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	1件目は与論町朝戸〇〇より与論町朝戸2072番2畑、2,169㎡のうち188㎡を牛舎として使用するための申請であります。意見としまして申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設への変更であるため転用許可見込みであるかと思われま
	す。2件目は与論町那間〇〇より与論町那間772番1畑、1,660㎡を宅地への申請となります。意見として、申請地の立地として集落接続施設に該当することから転用許可見込みであるかと思われま
	す。3件目は与論町麦屋〇〇さんから与論町麦屋3172番3畑、1,756㎡を牛舎として使用するための申請になります。意見としまして申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設への変更であるため転用許可見込みであるかと思われま
	す。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	議案37号は承認します。その他ございませんか。
	(なし)
議長	それでは11月定例会は閉会いたします。
	議事録署名委員 4番 内野 豊 信
	5番 保 喜久男